

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月1日

皆 野 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第7条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				皆野町三沢小根、大谷、茗荷沢、小山、強石、諏訪平、淵ノ尾、来谷、芳ノ入、小平	無	H29～R3	下三沢環境を守る会
○				皆野町野巻高橋沢、朝日、薄谷、前原、ウチテ、神ノ巻	無	H29～R3	朝日環境保全組合
	○			皆野町国神神田、入沢、	無	R2 ～R6	柴岡集落協定
	○			皆野町野巻稲干場、柏木、名土、桜谷	無	R 2～R6	桜谷集落協定